

会議録(要旨)

会議名等	令和5年度当事者会 8月定例会		文責	障がい福祉室
日程	令和5年8月17日 午後1時30分～3時30分	場所	内本町コミュニティセンター 多目的ホール	

1. 防災に関する専門家による講演会又は学習会で質問したい内容について
(被災時に不安なこと・困ること・気になること、防災において知らないこと等)
依頼先は、危機管理室、福祉総務室、吹田市社会福祉協議会を想定。

【意見】

■メールでいただいた意見

- ・子どもが支援学校で被災した時に親の送迎が困難な場合、どこまで学校側は責任を持って子どもの命を預かってくれるのか。
吹田から摂津支援まで行くとすると通常でも車で30分はかかる。普段使っている幹線道路は災害時に緊急車両の通行しか出来なくなると聞いている。瓦礫や道路が陥没しているなど車での迎えが困難な場合、徒歩で迎えに行くことになるが、迎えに行ったとて障がいのある子を連れて徒歩で自宅に戻るなど不可能。3日分の食料等の貯蔵はされているというが、先生方にも家庭がある中、児童生徒をどこまで責任持って守ってくれるのか。また学校が淀川沿いにあり、河川が氾濫した場合は学校が避難所として機能するかわからない。府立学校がどのように対応するのか各市町村ではどの程度把握しているのか。吹田市は吹田支援だけでなく、摂津支援や箕面支援についてもきちんと情報共有をしているのか。
- ・家庭で福祉避難所を利用する場合、福祉避難所の詳しい運営マニュアルは作成されているのか。
福祉避難所と一口に言っても、障がい種別や年齢など様々な人が利用することになるはず。たとえば就学前の障がい児と成人の障がい者を同じ空間で生活させるのは無理があるのでは？また学齢期の場合、きょうだい児も一緒に避難しないといけない可能性が高い。同じ福祉避難所を使えるのか？強度行動障がいを持つ人の場合、そもそも普段から他者と一緒の空間で生活することが困難でくらしの場について問題が山積みである。そうした人が何人市内にいるのか市は把握しているのか。その人たちへの避難生活支援は確立されているのか。福祉避難所が開設する場合、市内でどのくらいの数を想定しているのか。
- ・避難生活中自宅で他からの支援が受けられない場合、ライフラインを確保してもらえるのか。
自宅や自家用車で被災後留まる場合、配給などがあっても障がい児者を連れて並んだり、物資を持って帰るのは困難。誰とも連絡を取れなかったら、孤立してしまう。市内の障がい児者を抱えるすべての家族に対して支援の手を向けるマニュアルなどは用意されているのか。
- ・被災時あらゆる場所で家族など支援者が障がい児者を見ることが出来ない状況に陥った場合身寄りのない障がい児者はどうなるのか。
福祉避難所は普通の避難所が出来てからしか開設されない、またあくまでも避難所であって介助者がいるわけではないはず。もし自分の子どもが学校やデイサービス、学童などを利用中に被災し、不幸にも家族が迎えにいけない、面倒を見られない状況になった場合、学校や事業所で見るにも限界がある。行政としてどのように考えているのか。東日本の震災の障がい児者のケースなどを把握しているなら教えて欲しい。
- ・一時避難所と福祉避難所と自宅(車内)避難との違い。
- ・一次避難所および福祉避難所の環境(バリアフリー設備の有無、就寝環境、ヘルパー支援が可能か)。

- ・自宅から避難所、避難所から自宅への経路、移動手順とは。
- ・障がい者、高齢者の災害被災者の原因。
- ・防災減災システムが一番進んでいる自治体とその自治体での障がい者要援護者名簿と自治会での取り組み。
- ・医療的ケアが必要な障がい児者における必要な支援の組み立て(医療的ケア支援部会)について。

■定例会当日に出た意見

- ・福祉避難所への避難訓練の実施(学習会とは別の機会で)。訓練によって課題がさらに発見されるのではないか。
- ・防災計画や福祉避難所の設置状況について、福祉総務室に進捗を聞きたい。
福祉避難所にはいつから、どのような人が避難できるのか。備蓄の状況や、被災者の元に物資がわたるまでの経路・速度について知りたい。障がいに応じた食事の備蓄はあるのか(一般食以外)。
- ・安心できるような避難計画は策定されているのか。
- ・災害時の地域ネットワーク、ボランティアとの連携について聞きたい。
- ・災害時の自助・公助について。
- ・透析患者について、吹田市がどの程度把握しているか知りたい(自力歩行者の内訳や、自分の避難する場所を知っている人の数の把握など)
- ・避難所に避難してきた透析患者のアフターケアはどの程度までできているのか。
例えば、透析患者の食事(カリウムとリンの量の制限)など、どこまで対応できるのか。
- ・避難所について詳しく知りたい。
開設時間は決まっているのか。市民への開設情報の伝達手段はどうなっているのか。
持っていく荷物の量と種類、制限はあるのか。アウトドア用品(寝袋、マット、枕等)は持参可能か。

2. 当事者会の今後の取り組み及びスケジュールについて

- ・8 月定例会で出た意見について、役員会及び事務局で内容を精査後、どの内容をどの機関に質問するか整理し、9 月定例会で委員に報告する。

3. その他

- ・吹田市社会福祉協議会による「こども編集委員会」における当事者会委員の活動について
「ユニバーサルデザインについて考えよう」というテーマに基づき、小学4年～6年生の6名がこども記者となり、肢体不自由の障がい者に対し7月末にインタビューを行なった。当事者会委員より2名が参加。内容については社協だより31号に掲載予定。

・バリアフリー吹田市民会議・吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会について

バリアフリー吹田市民会議の傍聴募集は終了している。市報すいたにも掲載されていた。必要な情報が届きやすい街にするための取組についても今後検討できればと考えている。興味のある方は、吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会の傍聴・市民委員の公募があれば、応募してみてもいい。

・手話言語条例について

情報共有を行いたい。これまでの流れとしては、議員に条例文を作り、検討して頂いた結果、「協力します」との話があった。7 月議会の中で継続審議となり、各会派から反対意見が出て否決採択となったが、継続して条例制定にむけて訴えていく。

以上